

部局名称	事業名称	細事業名称	本年度事業費 (千円)	本年度県費 (千円)	事業概要(目的)	政策体系名称
総務部	地方消費税清算金	都道府県清算金	34,167,613	34,167,613	各都道府県に納付された地方消費税は消費に関連した基準(商業統計の小売年間販売額、サービス業基本統計のサービス業対個人事業収入額等)によって、都道府県間において精算を行う。 清算時期: 2~4月5月に清算 5~7月8月に清算 8~10月11月に清算	行財政改革の推進による県財政の的確な運営
総務部	利子割交付金	市町交付金	796,738	796,738	県民税利子割税収額に政令で定める率(99/100)を乗じた額の3/5を各市町に係る個人の県民税の額(3か年分)に按分して当該市町に交付する。平成25年3月~平成26年2月までの県民税利子割税収額を対象とする。 交付時期: 3~7月8月に交付 8~11月12月に交付 12~2月3月に交付	行財政改革の推進による県財政の的確な運営
総務部	配当割交付金	市町交付金	589,966	589,966	県民税配当割税収額に政令で定める率(99/100)を乗じた額の3/5を各市町に係る個人の県民税の額(3か年分)に按分して当該市町に交付する。平成25年3月~平成26年2月までの県民配当割税収額を対象とする。 交付時期: 3~7月8月に交付 8~11月12月に交付 12~2月3月に交付	行財政改革の推進による県財政の的確な運営
総務部	株式等譲渡所得割交付金	市町交付金	147,330	147,330	県民税株式等譲渡所得割税収額に政令で定める率(99/100)を乗じた額の3/5を各市町に係る個人の県民税の額(3か年分)に按分して当該市町に交付する。平成25年3月~平成26年2月までの県民税株式等譲渡所得割税収額を対象とする。 交付時期:3月に交付	行財政改革の推進による県財政の的確な運営
総務部	地方消費税交付金	市町交付金	16,929,932	16,929,932	清算後の地方消費税収入額の1/2を、市町に対して人口及び従業者数に按分して交付する。平成25年2月~平成26年1月までの清算後の地方消費税収入額を対象とする。 交付時期: 2~4月分6月に交付 5~7月分9月に交付 8~10月分12月に交付 11~1月分3月に交付	行財政改革の推進による県財政の的確な運営
総務部	ゴルフ場利用税交付金	市町交付金	1,364,518	1,364,518	ゴルフ場利用税の収入額の7/10に相当する額をゴルフ場利用税交付金として、ゴルフ場が所在する市町に交付する。平成25年3月~平成26年2月までのゴルフ場利用税収入額を対象とする。 交付時期: 3~7月8月に交付 8~11月12月に交付	行財政改革の推進による県財政の的確な運営
総務部	自動車取得税交付金	市町交付金	2,330,439	2,330,439	自動車取得税収入額に政令で定める率(95/100)を乗じた額に7/10に相当する額を市町に対し、市町道の延長及び面積に按分して交付する。平成25年4月~平成26年3月までの自動車取得税収入額を対象とする。 交付時期: 4~7月8月に交付 8~11月12月に交付 12~3月3月に交付	行財政改革の推進による県財政の的確な運営
総務部	利子割精算金	関係都道府県精算金	6,585	2,876	法人の利子所得に対して二重課税される県民税法人税割と利子割は、法人が確定申告で、法人税割から利子割分を控除して申告する(控除しきれない場合還付を受ける)ことで調整されるものであるが、当該利子割の納入都道府県と、控除・還付する都道府県とが異なることから都道府県間で精算を行う。 精算時期: 1~5月7月に精算 6~9月11月に精算 10~12月2月に精算	行財政改革の推進による県財政の的確な運営